

沖縄県における立入検査、今後の指導方針

沖縄県商工労働部産業政策課
エネルギー対策班 保安グループ

沖縄県における立入検査

令和7年度商慣行是正に係る立入検査予定

開始時期：令和7年9月末頃予定

立入件数：20件を予定

国のLPガス商慣行通報フォーム、県への通報を優先に、立入りを行う。
令和6年度に立入検査を行った事業所も、対象。

今後の指導方針

- 過大な営業行為、無償対応を是正
 - ・無償貸与が確認された事業者に対し、是正指導
- 三部料金制の徹底
 - ・料金表・請求書等を確認し、三部料金制への対応を指導
 - ・適切な料金体系とするよう指導

過大な営業行為の是正について

1. 正常な商慣習を超えた利益供与

(1) 無償対応による行為

- ・ガス消費設備、配管等の無償対応（複数報告有り）

事例) ガス器具などを大家さんへ無償提供

不動産管理会社より無償貸与の継続を求められたが、法に従う旨を伝えたところ、無償に応じる別会社へ切り替えられた。

- ・建物オーナーや、不動産管理会社からの無償対応の強要

事例) 100万円以上の業務用ガス器具を無償提供するよう強要され、対応した。

(2) ガス配管工事等の著しく低廉な価格での対応

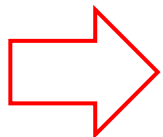
事例) 見積りにて1台10数万円する器具を、施工費込み4万円を出している。

(3) 不動産・建設関係者、建物オーナー等への紹介料等の供与（金額問わず）

⇒その費用のしわ寄せが全て、基本・従量料金に計上されるものと考える

2. 消費者の事業者選択を阻害するおそれのある、LPガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止

- ・事業者の切替えを伝えた時に、設備の高額清算をせまる事例。

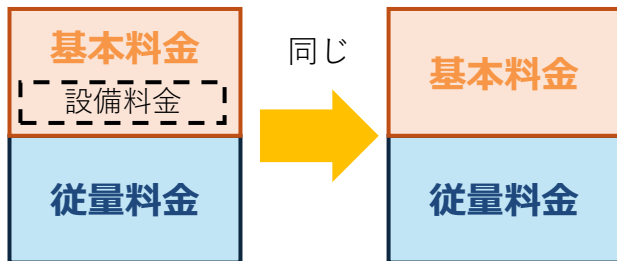


立入検査の際に、固定資産台帳、契約書類、見積書、営業記録等を確認

三部料金制の徹底について

1. 設備料金を0円としている。

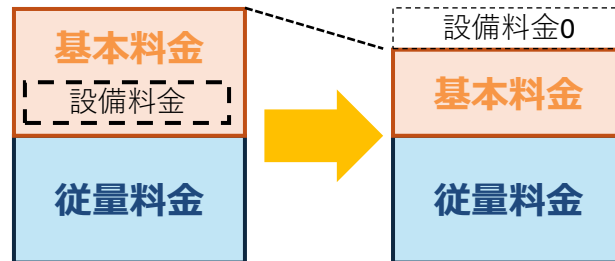
事例) 既存契約物件において、無償貸付設備があるが、その費用算定や消費者への説明に人件費等がかかるため、財産価値を0とし、設備料金を0円とした。



法改正前

三部料金移行
(設備料金0円)

三部料金表示を行っていないものと同義と考える。



法改正前

三部料金移行
(設備料金0円)

財産価値を減らした分、料金が減るべきと考える

⇒立入検査の際に、固定資産台帳、法改正前の請求書等を確認

2. 既存契約の集合住宅入居者への料金について、設備料金を〇〇円としている。

本来、集合住宅の設備料金は、建物オーナーが支払うものである。そのため、設備費用の計上禁止に係る規律は適用されないが（液石法施行規則附則第2条）、消費者利益を確保する観点からは、新制度に対応した料金へと早期に見直していくことが望ましい（液石法施行規則附則第3条）。

令和6年改正液製法施行規則附則

第二条 この省令による改正後の第十六条第十五号の八及び第十五号の九の規定は、この省令の施行の日前に締結された液化石油ガス販売契約については、適用しない。

第三条 液化石油ガス販売事業者は、この省令による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の規定を踏まえ、必要な液化石油ガス販売契約の更新を速やかに行うよう努めるものとする。

指導について

液石法（基準適合義務等） ※一部省略

第十六条 液化石油ガス販売事業者は、その液化石油ガス販売事業の用に供する貯蔵施設を経済産業省令で定める技術上の基準・・・に適合するように維持しなければならない。

2 液化石油ガス販売事業者は、**経済産業省令**で定める基準に従って液化石油ガスの販売をしなければならない。

液石法施行規則（販売の方法の基準）

第十六条 法第十六条第二項の経済産業省令で定める販売の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。→15-2号～15-10号が**商慣行是正の記述**

3 経済産業大臣等は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者の貯蔵施設又は販売の方法が第一項の経済産業省令で定める技術上の基準又は前項の経済産業省令で定める基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように貯蔵施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその基準に従って液化石油ガスの販売をすべきことを命ずることができる。

是正に応じない場合

第二十六条 経済産業大臣等は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その**登録を取り消し、又は期間を定めてその液化石油ガス販売事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。**

一～三（略）

四 第十三条第二項、第十四条第二項、**第十六条第三項**、**第十六条の二第二項**又は**第二十二條の規定による命令に違反したとき。**